

平成27年 教育委員会第16回定例会 会議録

日 時 平成27年9月24日（木）

午後3時02分～午後4時32分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【子ども総務課】

(1) 平成27年度第3回区議会定例会報告

【指導課】

(1) 千代田区における中等教育の在り方について

(2) 東京都学力調査の結果

(3) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（7月、8月）

第 2 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（10月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（11名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	中尾 真理子
子育て推進課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	伊藤 司
指導課長	杉浦 伸一
指導課 統括指導主事	高橋 美香

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

中川委員長 | 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

| ただいまから平成27年教育委員会第16回定例会を開催いたします。

| 本日、加藤子育て推進課長、恩田児童・家庭支援センター所長、中尾子ども支援課長は、他の会議に出席のため遅参いたします。

| 今回の署名委員は金丸委員にお願いいたします。

◎日程第1 報告

子ども総務課

（1）平成27年度第3回区議会定例会報告

指導課

（1）千代田区における中等教育の在り方について

（2）東京都学力調査の結果

（3）いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（7月、8月）

中川委員長 | それでは、日程第1、報告に入ります。

| 報告は全部で4件あります。

| 初めに、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長 | それでは、子ども総務課からの報告事項、平成27年第3回区議会定例会についてご報告申し上げます。

| お手元の資料、縦書きのもので右側をホチキスでとめたもの、平成27年第3回千代田区議会定例会区長招集挨拶、こちらをご覧いただきたいと思えます。

| 本日から平成27年第3回の区議会定例会が開会されております。本日、区長の招集挨拶がございましたので、その内容について簡単にご説明させていただきます。

| お手元の資料をおめくりいただきまして、12ページ目をご覧ください。こちらの「Ⅱ 子ども施策について」というところが、子育て、教育関係の部分でございます。

| まず、1番目といたしまして、黒丸のところにありますように「国有地の一時借用による子どもの遊び場整備」ということで、次のページをおめくりいただきまして、下段のほう、富士見二丁目の衆議院九段議員宿舎跡地、こちらの一部を子どもの遊び場として借用し、整備できることとなったということにつきまして、区長のほうからご報告したところでございます。

それから、次の隣の黒丸、「保育園における子どもの外遊び環境の整備」ということをごさいますて、次のページにごさいますように、ただいま衆議院九段議員宿舎跡地の一部を整備するのにあわせまして、近隣の私立保育所等へ開放することとしております。

また、そのほかにも、区内の公園に乳児用の遊具を新設することや、児童遊園を保育園の園庭として活用するなどの取り組みを進めていくということでお話ししているところをごさいます。

それから、次のその横の黒丸、「保育園の待機児童対策」ということをごさいまするが、こちらにつきましては、下段のほうにごさいますように、保育園の待機児童ゼロを今後とも堅持していくということでお話をしております。そのための対策といたしまして、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業のほか、保育園整備といたしまして、認定こども園を新たに富士見地区に設置すること、それから、旧今川中学校内において行われておりました緊急保育施設を再開するとともに、神田保育園仮園舎への私立認可保育園の誘致を進めるなど、保育園整備をしていくということでお話ししたところをごさいます。

教育、子育てに関する内容につきましては以上です。

区議会につきましては、この後、来週になりますが、10月1日、2日に継続会ということで、一般質問、代表質問がごさいます。そちらの内容につきましては、また、改めてこの委員会でご報告させていただきたいと思ひます。

その次の週には、常任委員会、それから予算、決算の特別委員会の分科会等がごさいまするが、こちらの内容につきましても、また、改めてご報告させていただきます。

子ども総務課のほうからは以上です。

中川委員長

この件に関しまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(なし)

中川委員長

それでは、特にないようですので、次に、千代田区における中等教育の在り方について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

千代田区における中等教育の在り方についてご報告申し上げます。

今回は、前回に引き続き、大きく2点、報告書の資料の4番、5番についてご説明申し上げます。

まず、4番の「切磋琢磨できる環境づくり」についてごさいます。細目の(1)弾力的な学級編制におきましては、昨年度、神田一橋中において少人数の充実に向けて区費を投入しまして、増学級いたしまして、試行を行いました。今、検証の段階ではごさいまするが、区費でクラス数を増級することによって、学級数が維持でき、単学級化を防ぐことができる、人間関係の硬直化など、弊害も防ぐことができます。柔軟な学級編制が可能となり、さまざまな効果が、学校のほうから成果として今報告されている状況でごさいます。

す。次年度につきましては、この試行段階を正式に継続していく、さらに、小学校におきましても、まださまざまな課題がありまして、検討段階ではございますが、今後効果のある政策の1つとして、試行、検討を続けてまいりたいと思っている状況でございます。

続きまして、(2)の区域外就学制度の弾力的な運用につきましては、この後、委員の皆様から多様なご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

中川委員長

ご説明が終わりました。

それでは、「切磋琢磨できる環境づくり」についてということで、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

教 育 長

ここの4の「切磋琢磨できる環境づくり」の(1)弾力的な学級編制については、少人数教育の充実に向けて、学年進行により、進級時に1学級40人に満たない場合でも、区費講師を活用して、入学時の学級数を基本として弾力的な学級編制を行うもので、今年度、神田一橋中学校で試行して実施しております。

区費の対応となるため、制約がある中での今回実施ですけれども、今後ともこれについては工夫して、手当が可能であれば、実施していくべきものと考えています。

中川委員長

はい。

学 務 課 長

今の弾力的な学級編制ですけれども、試行ということで、中学校ということで、学級担任制を引いております関係で、例えば今までは美術とか音楽の専科の担任をやっていた部分の先生が、担任を持って、ほかの先生が協力しながら、1クラス増えた分の授業の中身について協力しながらやっていくというところがあって、中学については試行をやっているところですが、小学校については、また中学校とは別の問題がありまして、学級担任制を小学校は引いておりますので、もし区費講師となった場合については、担任をどうするかという問題が大きな問題として1つあるということをご報告させていただきたいなと思っています。

中川委員長

その件も含めまして、ご意見は。

金 丸 委 員

私の経験ですけれども、私たちの子ども、特に次男ですが、もう既になくなってしまった永田町小学校、実は単学級になったんですが、その当時の校長は、校長の判断で、単学級を2つに分けて、A・Bみたいな形で分けて授業をやったんですね。これをやると、いわゆるクラス替えができて、子どもたちの人間関係のトラブルを未然に防げるという非常に大きな効果があったと私は見えています。

ただ、問題は、現状で、単学級の学校の1クラスの人数を考えたときに、そういうことが可能なのかということも、費用の問題とは別にあるかなという感じを持っております。

中川委員長

いかがでしょうか。

古 川 委 員

現在、一橋で試行していただいている、中学ですので単学級ではないです

けれども、やはりある程度のクラス数は必要だと思うので、今までどおり来年からも引き続いてやっていただきたいなと思っております。

ただいまお話がありましたが、小学校では今の段階だと無理ということになる、可能ではないということになるのでしょうか、弾力的な学級編制は。

中川委員長
指導課長

指導課長。

不可能とはまだ諦めておりません。何らかの工夫で、効果的な学習、区費講師を登用しながら、今検討段階でございます。ただ、純粋に、担任を2人置くとなりますと、1クラスを2つに分けて、1人は正規の教員、1人は講師が担任になるとなりますと、講師は、受け持つクラス経営等の専門的な正規教員として、訓練や指導を受けておりませんので、おのずと指導力に差が出てしまうということが、特に小学校はございます。

先ほど学務課長が申しましたように、学級、小学校はずっと張りついて、その先生が1日授業を基本的には教えますので、そうした流れの中で、やはり2つのクラスに分けた場合、一方のほうのクラスにおのずと差が出てしまう。ただし、優秀な講師もおりますので、優秀な講師を確保する、または区費で登用しております講師をしっかりと研修をして、それなりの力をつけさせるとか、さまざまな工夫が考えられると思います。

また、見かけ上は1クラスにしておきまして、授業だけ区費の講師が2つに分かれながら、それを交互に授業をすれば、バランスよくその2つのクラスの担任は正規の教員でありながら、授業のときだけ2つに分けて、少人数で習熟度別に指導をするなどの方法がさまざまに考えられますので、今後、もう少しそうした部分の工夫、検討をしながら、この問題に対応していきたいと、考えています。

古川委員
中川委員長
金丸委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

どうぞ。

1点よろしいですか。現状は必ずしも見えていないので、これから言うことが適切かどうかわからないのですが、前にうちの子どもたちが小学校に行っていたときに、永田町の校長と大分やり合ったことがあるんですね。それは何かというと、小学校だから、学級担任制で、その先生が、専科は別として、全部教えなきゃいけないというところに固執する必要はないんじゃないかと。要するに、私立であれば、担任が全部教えるんじゃなくて、幾つかの科目は教えて、幾つかの科目は別の人が教えるという形でやっているところもかなりありまして、今もあると思いますけれども。

そうすると、正直な話、私の子どもたちが行っているころの状況で言えば、実は先生方が自分の得意な科目の予習を後回しにして、苦手な科目に集中するんですね、準備は。そうすると、せっかく持っている得意な科目のレベルに合わないで、苦手な科目のレベルに合ってしまうという悪い傾向があったような気がするんです。それが、例えば1人の先生が、3科目なら3科目で、得意な科目とあと2科目みたいな形で教えられるとすると、もう少し先生方も準備の余裕ができるんじゃないかと思っていた時期がございまし

て、今と合っているかどうかわかりませんが、そういう考え方もあり得るんじゃないかと思っています。

指 導 課 長

ご示唆、いろいろアイデアありがとうございます。それらのさまざまなご意見をいただきながら、より適切な対応の仕方を、この政策について考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

中川委員長

私たちも学校訪問などに行っていますと、生徒数によって、先生の割り当てというのが決まってくるのを見ています。そうすると、例えば小学校の場合ですけれども、音楽の先生などが、専科の先生である場合もあるし、講師対応になっちゃう場合もあるしということで、環境として均一にならないなというのを感じています。そういう差が出ないような工夫というのをしていたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

次に行ってよろしいですか。

(了 承)

中川委員長
教 育 長

では、「意欲の高い教師の確保」についてということです。

その前に、(2)の区域外就学制度の弾力的な運用についてのこの記載ですけれども、区域外就学の弾力的な運用については、区域外就学制度という制度の本来の趣旨や、本区のこれまでの運用方針を踏まえて対応する必要があるのではないかと思います。

公立学校でありほかの自治体の事情も考えたときに、千代田区だけが切磋琢磨できる環境づくりの視点から、区域外制度を運用するという点については、私自身はやはり少し慎重に考える必要があるのではないかと思います。

それから、中等教育学校の区民枠に、区立小学校に在籍している区域外就学者を充てることについては、この九段中等教育学校の設立の趣旨から、私自身は適当ではないだろうと考えています。

しかしながら、事務局内部の議論ですけれども、例えば1学年から3学年の中学校段階で、転居により退学して、入学当初の人数に欠員が生じている部分があります。そういう部分については、4学年、高校1年相当の進級段階で、区民枠、都民枠の範囲に配慮しつつ、例えば欠員という形で補充してもいいのではないかという議論も行っています。これについては、適性検査の実施など、学校の負担を伴うものでありますけれども、今後少し事務局でも検討していったらよいのではないかと考えています。

中川委員長

では、区域外就学制度の弾力的な運用ということに関しまして、その中の②ですね、これについてご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。

古川委員。

古 川 委 員

①についても大丈夫ですか。

中川委員長

どうぞ。

古 川 委 員

区域外就学制度は、引き続き弾力的な運用を図るということですが、保護者の立場からすると、区域外就学の運用のされ方というのは、どういう決ま

りがあってされているのかよくわからないといった印象がありました。ですが、この実態を把握しつつの弾力的ということで、これで進めていっていただくということで、それは納得いたします。

あと、九段中等の受験に当たってということになると思うんですけども、小学校段階での区域外就学者を、区民枠とするというのは、私も大変な混乱を招くと思います。私も反対です。それならば、例えば区民の生徒数と都の子どもたちの数は全然違うので、入学の枠・人数を変えることのほうがまだ説明がつくのではないかなと思いました。

今、教育長からお話があった4年生にいる段階での補充の件ですが、中等教育学校は途中の補充がない制度とっていたので、そういう発想がなかったもので、区立なので区で決められることなのかもしれないですけど、逆にそういうことも可能なのでしょうか。

中川委員長
古川委員
中川委員長
古川委員

そういうことをしていいのかどうかということですか。

そうですね。

ないと思っていた。

ないと思っていて、ほかの都立で、4年生の段階でまた受験できる学校がありますよね、例えば白鷗とか。それは中等教育学校と、中高一貫校と、その制度が2つに分かれていて、そこで名前が違っているのかなという認識でいたんですけども。特にそういう決まりがなかったら、その学校独自のものかもしれないので、学校ごとに決められることでしたら、そういうことも可能かなと。

中川委員長
副参事(特命担当)

では、それについて、大井室長、お願いいたします。

九段中等教育学校の大井です。都立高校の場合に、中高一貫の学校と、あと、中学と高校の併設型というのがありまして、この併設型の場合だと、高校受験の際に補充人員を入れると。白鷗なんかはそういう形でもって、中学から卒業して高校に入るときに枠をつくって入れていると、そういう実態がございます。ただ、中高一貫校ということになりますと、1年から6年まで、6年間を通した教育をするということで、途中の補充をしていないというケースが多いのではないかと思います。

古川委員

ちなみに、今、教育長がおっしゃったお考えというのは、区で独自に変更ができることなののでしょうか。

教育長

できないとは言い切れないのではないかと思います。区での検討も必要ですし、設立の経緯もありますから都教委とのいろんな調整も必要だと思いますけれども、最初からできないということはないのではないかと。

私立の開成なんか、高校に入るときに補充をしていると思います。それは、欠員分ではなくて、多分1クラス分ぐらい余計にとるとかいうシステムかもしれないけれども、高校からある程度人数をとって、その学校に刺激を与えるということは、私立の中高一貫校でも、学校によってはやっていることなので、考え方としてはできないことではないと思います。

中川委員長

杉浦課長。

指導課長 今ご指摘いただいたような内容も含めまして、区域外制度だけに頼ることなく、切磋琢磨できる程度の人数を、中学校、中等学校に確保できるようにするために、区内に在籍している生徒数はいるはずですから、私立よりも魅力ある学校づくりをしながら、千代田区立中学校のほうを選んでいただけるような、学力向上を含めた特色ある学校づくりにも力を入れてまいりたいと考えております。

中川委員長 大体よろしいですか。

(了 承)

中川委員長 私も「切磋琢磨」という言葉を改めて辞書で調べてみたのですが、玉とか石などを切り刻んだり磨いたりするように、学問、芸術、技芸などを繰り返し磨くことということと、それから、仲間とか友人などが互いに励まし合って努力することと書いてありました。やはり切磋琢磨というのは本来「学問、芸術、技芸などを繰り返し磨く」というのが第一だと思いますから、人数の問題とは切り離して考えてもいいのではないかなと思うんですね。九段中等ができたときの設立の精神には切磋琢磨できる状況ということがあったと思います。それを、ただ学力を向上するために限らずに、6年間かけて自分のやりたいことを見つけるところにあったと思います。そこをスタートラインにして、いろいろ考えていただきたいと思います。

ほかには何か。よろしいですか。

金丸委員 1点だけ。この問題も難しいなと思うのですが、例えば私のところの親族の中に、おじいちゃんもこの千代田区の中学校卒業生、お父さんも卒業生、だから、孫も行かせたいという、そういう要望のある方が結構いらっしゃるんですね。もしこれが私立だったら、大々的にとるべきだろうと思うんですけども、公立であるために一定の基準をつけなければいけないということがあって、弾力を余り広げてしまうと、なぜこの人が入って、この人が入れないのかというところで説明がつかなくなってしまいう意味では、弾力を広げ過ぎることはやはり無理だなと、正直な話、思っています。

同じように、いわゆる小学校に通っている区域外の生徒を区民と一緒にするととなると、逆に言えば、区民枠で入る子たちの競争率が上がるわけですよ。そういう意味でも、本来の区民のための施策とは少し乖離するかなというところがあって、なかなか難しいなと思います。

中川委員長 これからも考えていかなければいけない問題だと思いますが。

一応、今のところはそういうことで、環境づくりということで、みんなで考えていきたいなと思います。

では、次に、「意欲の高い教師の確保」ということで、説明をお願いいたします。

指導課長 「意欲の高い教師の確保」についてご説明申し上げます。

まず、(1)の教員公募システムの活用につきましては、昨年度から公募システムの流れに乗りまして、本年度も7月に公募説明会を本区も行いました。その流れの中で、今年は学校長の代表が公募説明会に出席をして、プレ

ゼンテーションを含めて、集まった教員に対して、公募説明会をさせていただきました。多く集まった区の中で、特に千代田区のプレゼンが非常に高い評価を得ておられて、校長がプレゼンをしっかりしながら説明をした感想の中に、教員の中には、ぜひこの校長のもとで働いてみたいというような感想が見られました。また、実際の学校経営をされている校長先生の話は、非常に説得力があつてよくわかりましたというような意見が、千代田区のプレゼンをもとに高い評価を得ているということをご報告させていただくとともに、今後その公募の取り組みについては、希望する教員等との連絡をとりながら、よい人材を確保してまいりたいと考えております。

中川委員長
教 育 長

これにつきまして、いかがでしょうか。

この主任教諭、主幹教諭を対象とした区単位の公募システムについては、昨年度から始まった新しいやり方ですけれども、ぜひこの公募説明会の機会を、今、指導課長が報告申し上げたように、活用して、千代田区の魅力を都内の教員に積極的にアピールして、千代田区に興味と熱意を抱く教員を集めるべく、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

中川委員長

いかがですか。

古川委員。

古 川 委 員

昨年度からということでしたが、実態というか、公募で千代田にいらしていただいた先生はいらっしゃるのでしょうか。

指 導 課 長
教 育 長

はい。実際に2名ほどいらっしゃって、現在区内で活躍しております。

この制度は、都教委が人事配置する一般の制度に優先して運用されるもので、この公募システムで特定の区を希望した教員については、それに応じた配置がなされるという仕組みになっており、そういう意味からも、積極的に活用して取り組むべきだと思っております。

中川委員長
金 丸 委 員

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。1点質問したいのですが、千代田区に希望して入ってきた先生方も、やはり3年とか5年とかすると、千代田区以外に行かざるを得ないという制度自身は残っているわけですか。

指 導 課 長
中川委員長

はい。残っております。

そうですね。でも、その間にいい教育をしていただければということですね。わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

いい先生がまた来てくださるといいなと思います。

では、この次に、続けて。

指 導 課 長

続けてよろしいでしょうか。(2)の学校運営協議会制度についてご報告申し上げます。

この導入の経緯につきましては、昨年度、千代田区における中等教育のあり方検討会報告書の中で、千代田区においても学校運営協議会制度の導入について検討を進めてまいりました。

この学校運営協議会制度につきましては、国でも全ての学校においてコミ

コミュニティ・スクール化を図る方向性が示されているところでございます。これらを受けまして、千代田区でも学校運営協議会制度の導入を検討してはどうかと、今後さらにその検討や協議を重ねていきたいと考えております。

お手元の資料の1は、以前お配りしたリーフレット等、また、この後の資料2もプリントしてございますが、学校運営協議会制度を図式化したものでございます。

そもそもコミュニティ・スクールの目的といたしますのは、資料等にもございますが、現在の子どもたちの教育環境を取り巻くさまざまな課題、例えば少子高齢化、核家族化、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、いじめ問題、暴力問題、そして人口減少に伴う学校の統合化、児童虐待、子どもの規範意識や社会性の低下、ICT・情報化など、さまざまなものがございますが、こうした状況の中、子どもや学校の抱える課題の解決や子どもたちの豊かな成長に向けて、社会総掛かりで教育の実現に当たるための地域とともにある学校づくりの有効なツールとして文科省が提案した政策の1つでございます。多くの学校が先進的にこの仕組みを取り入れまして、さまざまな成果や効果を上げているところでございます。

次の資料の文科省が出しましたコミュニティ・スクールの冊子の2ページには、子ども、それから教職員、保護者、地域の人々にとっての魅力や成果がそれぞれ挙げられていますし、5ページからは大きな成果を上げている学校の実践例が挙げられております。

ただ、これ以外のうまくいっていない例も予想されます。本制度の持つメリットとデメリットをよく吟味していくことが必要だと考えます。

また、導入に当たっては、千代田区の持つ地域性や特性、各学校の特色なども考慮することが大切であると考えます。

例えば、考えられる導入のメリット、デメリットについては、最初の資料の2のところでございますように、メリットとしましては、学校運営に保護者や地域が参画し、学校と地域が力を合わせていくことによって、よりよい教育に取り組むことができるなど。

また、デメリットとしては、協議会を立ち上げることにより、委員選出や日程調整等の教職員の負担が増すことなどや、保護者・地域が教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができるということがあるため、学校長の人事構想に限らず、地域や保護者の要望と学校長の経営方針などの方向性がうまくかみ合わない場合などは、齟齬が生じる可能性があるなどが挙げられます。特に、人事に関しましては、学校長の人事構想と保護者の地域の意見が一致した場合、よりよい人材確保ができることとなりますが、そうでない場合は、逆効果となることもあり得ます。

本制度は、地域や学校に応じて多様な形で運用されますので、例えば人事に関する意見などについては、制限をするなどの対策も考えられます。

このように、慎重にうまく進めないと、こうした危険性も秘めているという点は、さまざまなリーフレットや案内には余り示されていない点で、考慮

しながら、検討を進めていく必要があると考えます。

現在、千代田区には、学校運営連絡会がありまして、委員の構成も学校運営協議会とほぼ同じでございます。

最初の資料の3番に、現在千代田区で設置済みの学校運営連絡会と、国が定めるコミュニティ・スクールの項目の比較を記してございます。

今後は、学校運営協議会制度についてしっかり理解を深めるとともに、本区の学校や地域の特性、特色を、導入の際の成果や課題も踏まえながら十分に検討して協議していく必要があると考えます。

以上、千代田区が現在コミュニティ・スクール導入に関する際に配慮することも含めて、説明を簡単にさせていただきました。

委員の皆様のご意見をお願いいたします。

教育長。

この学校運営協議会制度の活用については、千代田区における中等教育のあり方検討会報告書の中では、7ページの5の「意欲の高い教師の確保」という項目の中で、制度として提起されていますけれども、教員の確保のツールとしての活用を議論する前に、コミュニティ・スクールそのものへの理解を深め、区への導入の可否を判断すべきものと思っています。

そして、今、指導課長から説明がありましたけれども、国の動きをご紹介しますと、今年の3月4日に教育再生実行会議が第六次提言を行っていますが、その提言の概要を資料としておつけしています。

この裏側の3、「教育がエンジンとなって「地方創生」を」というところの主な内容の括弧の3番目、「教育機関を核とした地域活性化」ということで、「コミュニティ・スクールの拡大のため、制度面の改善や財政面の措置も含め、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組むための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。」それから、次の、「過疎地域等では、学校の間を活用して、地域住民の生涯学習や健康、福祉等に関する機能をも集積していくことが考えられることを踏まえ、その仕組みの在り方について検討し、取り組みを進める。」のところで提言されているところです。

もう一つ、国の動きとして、このA3判のカラーの資料をおつけしましたがけれども、文部科学省のコミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議というのが設置されておりまして、この会議が、今年の3月20日に最終報告を出しています。この報告の中では、今後の目指すべき基本的方向の中で、地域とともにある学校を目指し、その中核にコミュニティ・スクールの据え、設置、促進を図るという形で位置づけられているところです。

国としては、今後このコミュニティ・スクールのを少しずつ全部の学校に展開していくような一定の考え方を持っているのだろうと思っています。

そして、文部科学省は、この実行会議の提言ですとか、この調査研究協力者会議の最終報告を踏まえて、今、中央教育審議会に全校の拡大について諮問をしています。この諮問に応じて、文部科学省では初等中等教育分科会の

中川委員長
教育長

作業部会と生涯学習分科会の部会で、この件について審議しています。中心の課題は、今後のコミュニティ・スクールのあり方、例えば校長のリーダーシップですとか、学校支援地域本部や学校評価などの関連の仕組みとの一体的な推進ですとか、小中一貫教育など学校間連携の推進、あるいは学校と地域の連携協働体制を構築するための地域人材の養成と環境整備といった課題、論点を中心に今後協議されていくということです。

また、先ほどの資料にもありますけれども、今年4月1日現在で44都道府県で2,389校の公立小中学校が、コミュニティ・スクール化されている、そして、文部科学省は平成29年度までに全公立小中学校の1割の3,000校に拡大することを目標としているということです。ですから、急激な、一気に成でのコミュニティ・スクール化を図るということではありませんけれども、国としては徐々にコミュニティ・スクール化を進めていくという方針に立っているところです。

千代田区としても、コミュニティ・スクールという制度をきちんと理解し、現行制度との違いなどを踏まえた上で、千代田区として導入すべきかを検討する必要があると考えます。その際、コミュニティ・スクールは中心的には3つの機能が重要だと言われています。1つは必須の機能で、学校の運営に関する基本的な方針について、学校運営協議会が承認するということ。それから、学校の運営に関して、教育委員会または校長に意見を述べるということ。それから、先ほど説明がありましたけれども、教職員の採用等に関して、任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重するということが挙げられます。

導入するに当たっては、これらの機能を千代田区としてはどう考えたいのか、試行期間等が必要かどうか、さらにそれを踏まえた質の高い教師の確保について、この制度が有効かどうかというような、少し幅広い観点から検討していく必要があるのだろうと思っています。

中川委員長

これにつきまして。

はい、金丸委員。

金丸委員

理念そのものを否定するつもりは全くなくて、理念自身は非常にいい理念ですし、実際に今の千代田区の各学校の運営連絡会を運営協議会に格上げするというか、横滑りすることも実に問題なくできると思うんです。

では、一体それがどれだけ理念に沿ったものになり得るのかということについては、非常にいろいろな疑問が生じます。例えば、先ほど学校長と協議会の意見が一致すればよい教師を確保できるというお話もありましたけれども、実際には、先ほどの教師に対するレクチャーというか、プレゼンテーションをやって、それに対して応募してくださる教師を区としてとることはできて、特定のこの先生はいいからこの先生をとるということとはできないわけですね。そういう意味では、考えるように良い先生を確保できるわけではない問題だと1つは思います。

それから、2つ目は、私も学校運営連絡会のメンバーにもなりましたし、

評価委員会の委員もやったこともありますけども、結果としては、校長のイエスマンみたいな機関——事実上ですね、になっていまして、校長とまともにやり合うということは基本的にはないわけです。その最大の問題は、例えば地域との一体化といったときに、地域の中でそのことについて十分な知識を持っていて、地域の意見を出せる人を入れているかということ、基本的には、大体、町会長を入れるしかなくなってしまうんですね。でも、町会長というのは、大体もう、自分の子どもは学校には行っていないメンバーでして、余りそこの関係、接点がない。そうすると、すごく形式的な状態になってしまう。実は子どもたちを学校に入れていて、その地域の実情を踏まえながら地域の要求を発言できるメンバーをどうやって確保するのかということが大問題になってくる。

例えば、ある中学で、今回学校運営連絡会のメンバーを一新しましたけれども、一新した結果、地域の代表は出ているのですが、町会長は入っていなかったものだから、地域からは町会長が何で入らないんだという疑念が出たりするんですね。

そういうところをきちんとクリアして、きちんと自分の意見が言える人、かつその意見が妥当な意見でないとやはり困るわけですから、そういう人を確保できるということがあってこそ、この運営協議会ではないか。そうすると、そここのところのノウハウを持たずして、ただ移行すればそれで十分だということにはならないのかなと、そんな感じを持っております。

中川委員長
教 育 長

いかがですか。

教員の公募については、いろんな自治体でやり方があるみたいですが、私が聞いている範囲では、東京都の場合には、区市の教育委員会がある学校をコミュニティ・スクールに指定すると、その指定された学校については、さっき区単位での公募の話がありましたけれども、今度は指定された学校については、学校単位で教師を優先的にリクルートできるような仕組みがあって、今のところはそういう形で運用されているということです。

ただ、一方で、人事について、学校運営協議会が校長に対して意見を述べることができる、そのことと学校単位で先生をリクルートできるというところがどうつながるのかというのは、私もまだ、理解が不十分で。

統括指導主事

失礼いたします。この学校運営協議会の仕組みというのが、やはり地域あつての学校ということで、地域の声を生かした学校をつくっていくということが大きな趣旨でございますので、そうしたところがこの学校として必要であり、こういうことを実現するためにはこうした人材が必要なのだということで、このコミュニティ・スクール化、つまりこの協議会を設置している学校には、最優先でそうした資質のある教員を配置すると、そういうような仕組みになっているということでございます。

金丸委員

この制度を確立した学校にそういう教師を採用できるとすると、要するに、校長が自分で一本釣りができるという趣旨であるとする、非常に大きな魅力だと思うんですね。実は、過去、千代田区の学校というのは、みんな

そういう学校でして、千代田区の校長先生がみんな一本釣りしてきて、いい先生を集めて、いい教育をしていました。

それができるとなると、それが千代田区だけに限らないで、各地区全部がそうなれば、実はそういうことができなくなるだろうという問題もあるのではないかという気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

指 導 課 長

現在でも、学校の要望というのは、直接反映することはないのですけれども、例えば、ICTを推進する神田一橋中学校で、そういったリーダーが欲しいということが協議会で決まれば、校長を通して教育委員会に要請する、教育委員会はそれを都教委のほうに強く、コミュニティ・スクールから要請があるという形で要請するようなことができます。でも、全ての学校がそうなってしまえば、力関係になってくる可能性もあると思います。学校がどれだけ、きちっと根拠や内容を根拠立てて請求、また要求するということの可否にかかってくるような状況に今後はなると推測されます。

金 丸 委 員

ともあれ、今の段階では、十分に一本釣りは可能だとすると、非常に魅力的な制度だと言えるのですが、逆に、この制度で、協議会で一番怖いのは、あの先生をやめさせると、あの先生のかわりをどこから持ってこいという議論になりかねない、ここのところをそうならないような形で、委員の方々をきちんと理解させるという、その努力たるや相当程度大変かなという感じがいたします。

指 導 課 長

現に、やはりそういった課題はあると思います。先駆する学校の中で、校長がそういった罷免をされてしまったという状況もあると聞いておりますので、そういった部分の表と裏の、日向と日陰という部分の表裏がやはりあるということは、十分慎重に意識しながら導入を進めていく必要はあると考えます。

中川委員長
教 育 長

よろしいですか。

ちなみに、この「コミュニティ・スクール2015」の資料の4ページのところに、コミュニティ・スクールの区市町村別の指定状況が載ってまして、東京都では、今のところ23区では、足立区で10校、新宿区で18校、杉並区で29校、渋谷区で93校、文京区で3校、北区で3校という現状になっています。

それから、私が聞いている範囲では、コミュニティ・スクールとして指定する場合に、基本的な学校の運営方針の承認ということと、教育委員会・校長への意見の陳述ということと、教職員の人事への意見表明ということがありますけれども、自治体によっては、この人事というところについては外す形でコミュニティ・スクールを運用しているというところもあると聞いています。

ただ、そうしてしまうと、今度は逆に、教員の一本釣りができるのかというところの疑問が私もあって、そのところが、いまだに私もよくわからない。

中川委員長

何かありますか、ご説明。

統括指導主事

ただいまの人事権を外した場合のコミュニティ・スクールとしてのある大きなメリットと、先ほど金丸委員がおっしゃった点、つまり優先的に必要な人事が配置されるかといったことについてですが、これは、地域が望む学校づくりのための人材をとっていくというシステムでございますので、例えば、人事権を外すという意見があったとしても、現段階では必要な人材はとってくることはできるとなっております。

中川委員長
教 育 長

よろしいですか。

そういうメリットがある中で、基本的には、この制度が学校にとって有意義でやはり必要かどうかという視点を踏まえた上での人事の議論だと思うのです。それで、今も学校運営連絡会制度がありますけれども、それは、委員が個人の立場でいろいろ学校に対して意見を言ったり、学校の経営方針に対して個人として意見を言うことですが、学校がコミュニティ・スクール化され、学校運営協議会が教育委員会に指定された組織として立ち上がると、それは法的な拘束力を持って、学校の運営方針を組織として承認する形になります。ですから、コミュニティスクールとすることが、これからの千代田区の学校づくりにおいて、地域とともにある学校という意味合いから、よりその地域の人たちの学校経営への関与を深めることになるのか、あるいは学校を、地域コミュニティのひとつの核としていくという方向性から、やはり重要で必要と考えられるのかどうかというところが、千代田区としてもこの制度を導入すべきか、あるいは少なくとも試行していくべきかというところの1つの判断基準になるのではないかと思います。

中川委員長

はい。ちょっとよろしいですか。前から資料をたくさんいただいたりして見てはいるんですけども、これを読んで、コミュニティ・スクールの全体像というのが全然わいてこないのです。

例えば、2ページに、「コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力」と書いてあるんですけども、子どもたちの学びや体験が充実しますとか、自己肯定感や他人を思いやる心が育ちますとか、その他、いろいろ書いてありますね。そして、最後に行きますと、地域の人々にとっての魅力、経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながりますとか、学校が社会的つながり、地域のよりどころとなりますとか、地域の防犯・防災体制等の構築ができますとか、書いてあるのですけれども、これは、具体的には、どこをどうするからこうなるのかということが1つもわからなくて。これを見ただけで、「コミュニティ・スクールってすばらしい」とは、私は単純に考えられないし、人にも説明もできないしということで、いろいろ疑問に思うこともあります。

わからないのと同時に、学校と教育委員会の関係とか、今まであるいろんな組織をどうするのかとか、それから、地域といっても、過疎の地域と千代田区とでは全然違うけれども、それをどうしていくのかとか、この任命権のこととか、いろいろ16ページに任命権のことが書いてあるんですけども。そういういろんなことをどう整理していくのだろうかというのが、具体的に全然

見えてこないのです。千代田区だったらこういうメリットがあるということ。これからなのかもしれませんが、それは、どのように今後検討していったらよろしいのでしょうか。

指 導 課 長

この1つ1つの魅力や成果については、それぞれの学校の工夫や取り組みがあると思います。

今回、千代田区がもし導入するとすれば、その地域性や今までの流れや伝統なども大事にしながら、それをより生かし、さまざまな有意な権限などを活用して、これまでのものを全く新しいものに一新するのではなくて、今あるものをどうさらに発展させながらこの制度に、乗っかるという言い方はおかしいですけれども、うまく利用をして、さらにこれまでの地域との連携を深めていくかというところ、それから各学校の特色をどれだけそれを強めて、さらにこの勢いを、追い風にして活用していくかというところが今後の課題だと考えております。

中川委員長
教 育 長

教育長は。

今いろいろご意見をいただきましたが、これを具体的に制度としてやっていくことになる、当該学校の学校運営協議会の委員の報償費だとか、会議の費用というものを予算化していくことが必要になります。

今いただいたご意見を事務局のほうで少し整理して、こんな感じで試行してみたいという形で案を出ささせていただき、それを踏まえて、「もう少し検討とか考え方の整理が必要ではないか」というご意見をいただいた場合には、慎重に考えるということで対応させていただきたい。

今日は、これまで十分なお説明をしてきましたでしたし、内容についてもまだ十分ご理解いただいていない部分もあるかと思われましたので、ほかの導入事例とかも含めて、委員の皆さんに参考資料を提供させていただきました。事務局としても今後の導入に向けた考え方を改めて整理し、ご提案させていただきますので、導入なり試行を図るべきか、もう少し検討なりを進めるべきか、お答えいただければと思います。

金 丸 委 員

よろしいでしょうか。そのご検討の中に、この「コミュニティ・スクールって何?!」という冊子の10ページに山口県の教育委員会の研修の中身が載っていますけれども、多分これは設立前から、最低でもこのぐらいの研修をやらなければいけないことだと思うんですね。学校の教員の人たちが、これでまた時間をとられることが、どれだけデメリットを生じるかということも十分に検討の内容にさせていただきたいと思います。

中川委員長
指 導 課 長

はい。

東京都の教育委員会全体の中で各学校がどれだけの下地があったのかどうか分かりませんが、本区においては、先ほども申しましたように、もう既にある程度の形ができておまして、組織などもこちらが理想とする形のメンバーがある程度そろいながら、日々活動を行っております。ですから、そうした基礎のもとに研修をしていきますので、もう少しこの研修を、これほどの量の研修をしなくても、もう少し先からスタートできるのではないかなど

考えておりますので、できるだけ学校や地域に負担をかけないで、効果的な研修を今後工夫してまいります。

中川委員長
古川委員

どうぞ。

今まで出ました意見に大分重なるのですけれども、私の思ったことは、本当にこの仕組みがうまく活用されれば、本当に活性化されるだろうと、冊子を読めば思うんですけれども。実際千代田であった運営連絡会に私も出たことがあるのですが、千代田の場合は、きっとそこが移行するのかなと、勝手に思いましたが。そうすると、そこでの感じと、今は運営連絡会に権限がないので、大きな差はあるんですけど、少しイメージが違うかなと思いました。いろいろ意見を申し上げるにも、実態をよく知っていらっしゃる方とかでない、やはりいろんな意見が出てこないかなと思います。金丸委員が先ほどおっしゃった意見に、本当に私もそうだろうなと思いました。なので、運営連絡会がそのまま移行だとどうかと思いました。

あと、コミュニティ・スクールにして、まずは教育課題が地域の方とか保護者の方により共有されたりとか、あと、学校の中に入ってもらう、引き込むきっかけになっていいかと思うんですけど、その冊子にも出ていたいろんなメリットについて、展開していく先については、地域性が絡んできて、学校ごとに違ってくるのかなと思いました。

あと、千代田にもどこか学校を指定して、コミュニティ・スクールにするとしたら、一気にするわけでもない、それぞれの学校でいいと思うんですが、実際学校の校長先生や区内の先生方のご意見というのが、地域性をよく、地域と保護者といろいろかかわっていらっしゃる先生方のお考えというのを聞いてみたいなと思いました。実際お話ししたことのある先生がいて、その先生は賛成でしたが、全体として、先生方はコミュニティ・スクールについてどうお感じになっているのかというところが知りたいなと思いました。

指導課長

まだ、その辺の集約等はしておりませんが、今後まず教育委員会できちっとした下地をつくった上で、各学校などにも徐々におろしていくな流れをとりたいたいと思っておりますし、うかつに、投げかけると混乱を来すことも心配されますので、この点については、まず教育委員会で慎重に協議をしてから、徐々に段階を追って、学校のほうにも伝えていきたいと考えております。

中川委員長

ずっとこう資料を見ていると、この組織のつくり方とか、盛りだくさんで、このうち何を千代田区はとるのだろうというのがわからない部分もあるんですね。

例えば15ページの「発展的なコミュニティ・スクールの姿(例)」というのがあるんですけど、この中に、学校運営協議会と学校支援地域本部等とあるのですが、その中に、「地域コーディネーター」という言葉が出てきたりして、これは1つの例だからこのように出てきているんだろうけども、何か余りにも盛りだくさんで、この中から何をとっていくのかというのは、も

う少し考えないといけないかなと思います。

指 導 課 長

ご指摘いろいろありがとうございます。現在先進的な学校が増えたと言えども、多種多様でございまして、むしろこうしたものがコミュニティ・スクールであるという見本のようなものはなくて、さまざまな条件や利点、配慮すべき事項を考慮しながら、それぞれの自治体が、また学校が作り上げて、考えて、理想の教育を目指して、作り上げていくものだという捉え方をしながら、よいところは、そのまま取り入れるのではなく、地域に合った、千代田区に合ったとり入れ方をしながら、よりよいもの、また、この中から選択するだけではなくて、全く新しいものをつくり出してもいいものであると考えておりますので、そうした意味で、今後十分な検討が必要だと思います。

金 丸 委 員

1点だけ。先ほど委員長がおっしゃられたことにつながるのですが、この「コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力」と書いてある内容で、子どもにとってと、教職員にとってと、保護者にとっての魅力の内容というのは、別にコミュニティ・スクールだからではなくて、今の状況でもそうしなければいけないことではないですよ。そうすると、コミュニティ・スクールをもし導入した場合には、今と比べたらこのところが簡易に飛び抜られるんですよというようなご説明をいただくと、理解が速くなるかなと思っております。

中 川 委 員 長

それでは、よろしいですか、これで。

(了 承)

中 川 委 員 長

では、次に行きたいと思います。

次に、東京都学力調査の結果について、指導課長より報告をお願いいたします。

指 導 課 長

お手元の資料をご覧ください。前回ご報告いたしました4月21日に行われました全国学力調査に引き続き、去る7月2日に実施されました、今度は都学力調査結果についてご報告申し上げます。

全国は小学校6年生と中学校3年生が対象で、それぞれ国語、算数・数学、理科の3教科でございました。今回、都の学力調査の対象は、1つ学年を下げまして、小学校5年生と中学校2年生、小学校は4教科、中学校は5教科という教科の調査でございました。

千代田区の学校全体としましては、前回同様、全教科において東京都の平均を上回っております。ただ、今回の都の平均は速報値となっているため、ランダムに選ばれた抽出校の平均値でございます。よって、正確な都の平均値は12月頃出る予定でございますので、またそのときにも報告をさせていただきます。

校種別には、小学校においては、全教科において平均正答率が都の平均を5ポイント以上上回っている結果でございます。特に、国語、算数、社会においては約8ポイント上回っており、学力がしっかりと身につけていることがわかつております。

中学校・中等教育学校においては、国語、社会、数学、外国語において平均正答率が都の平均を10ポイント以上上回っております。理科においても8ポイント以上上回っておりますが、前回の中3の理科の7.3ポイントよりは高いのですが、逆に、このことから、学年が上がるに従って、ポイントの上昇率が低くなっていくという傾向という見方もできると思います。ただ、総じて学力は定着しているということがわかります。

小学校も中学校も、他教科に比べると、理科がやはり都の平均を上回るポイント数が少なく、特に中学校で学年が上がるにつれてその傾向が強くなります。先日、点検・評価の有識者会議でも課題とされましたが、中学校の理科の学力向上対策としまして、中学校の理科の教員の資質向上等や小学校で現在行われている理科支援員の配置、科学センター等の施策も参考にしながら、今後何らかの対策をとっていく必要があると考えております。

報告は以上です。

中川委員長

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(な し)

中川委員長

それでは、次に行きたいと思います。

次に、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告について、指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の状況について、報告いたします。

夏休みを挟みました関係で、7月・8月の2カ月をまとめて報告いたします。

まず、いじめについて、6月のいじめ件数は10件で、小学校9件、中学校1件でした。うち未解決事案は8件で、全て小学校の案件でございました。7・8月では、いじめ件数は9件です。全て小学校です。うち1件は解決済みで、未解決案件は8件、いずれも小学校です。夏休みを挟んでいるため、具体的な指導ができずに新学期を迎えているため、解決済みの案件が少ない傾向ですが、2学期が始まりましたので、今後解決が進むと思われま

す。いじめの対策につきましては、これまで行われておりました都の調査が非常に形骸化しているのではないかということで、再調査がありまして、今、実施して集計をしているところでございます。夏休み明けの9月1日が、18歳以下の自殺者が突出して多いことなどが報道されておりましたが、これらを受けて、夏休み明けの直前に、心配な児童制度への電話等での声かけをしたり、始業時の欠席児童・生徒への所在の確認などを行うよう各学校に都教委のほうから啓発を行ったところでございます。

不登校につきましては、7月・8月の不登校者数は、小学校7人、中学校18人、中等教育学校後期課程3人、合計28人でございます。6月と比べると、小学校が2人、中学校が9人、あわせて11人が新しく不登校数に入りました。傾向としましては、中学校3年生の増加が著しく、7・8月で8人が

不登校に入っています。原因は情緒的な混乱が多いようですが、その背景には、受験へのストレスもあると思われます。引き続き復帰に向けての対応を学校に依頼してまいります。

最後に、適応指導教室についてでございます。利用者数は、今月の正規利用者数1名新たに加わりまして、5名です。このうち学級復帰した生徒はいませんでした。小学校での正規利用はございません。体験利用では、6年生男児が1人継続利用中でございます。中学校の正規利用は、先ほどの1名でございます。不登校のきっかけの中に、いじめが原因の事案も含まれていましたが、現在は解消しております。ですが、昼夜逆転の生活のリズムがまだ改善されていないため、現在も利用を継続しております。

報告は以上です。

中川委員長 それでは、この件に関してはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長 それでは、次に移りたいと思います。

◎日程第2 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(10月5日号)掲載事項

中川委員長 次は、その他に入ります。

子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、その他事項といたしまして、子ども総務課のほうから2件、教育委員会行事予定、それから広報千代田10月5日号の掲載事項でございます。

こちらにつきましては、本日資料をおつけしてございますが、例月どおりこちらの資料のとおりですので、こちらをご覧いただきたいと思います。

ご説明は以上です。

中川委員長 それでは、これに関してはよろしいですね。

(了承)

中川委員長 それでは、ほかに課長のほうから何かありますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長 では、教育委員のほうから何かありましたら、お願いいたします。

金丸委員 1点だけ。先ほどの弾力的な運用、入学者に対しての問題ですけれども、千代田区内で起きているトラブルを考えたときに、要するに、区域外就学の家庭自体に問題があって、学校がなかなか対応に苦慮している例が非常にあるじゃないですか。そういうケースに対して、区域外就学児を受け入れるときに、条件を付して、その条件が満たされないときには、強制的に戻してしまうというような制度をつくれませんか。もしそれがつくれる

と、だいぶ楽になるかなと。

というのは、そういう問題が起きるのというのは、親に問題があつて、親のものすごい非常識な対応で学校側が苦慮するという場合が幾つか散見されているものですから。そういうときに、最初にきちんと条件を付して、条件に満たなかったときには帰っていただきますという形にして、それを本来の学区域に戻ってもらうことができると、多分学校で抱え込んでしまう大きな問題のうちの幾つかは解決するのではないかと思ったんですが。

学 務 課 長

区域外就学を今受け付けしているときに、誓約書というものをとって、学校できちっと協力してくれるようにということと、もし申請時の内容と違うもの、例えば就労している場所が違っていると、そういった場合については、もとに戻ってもらうよということを、誓約書として出していただいています。それに今、金丸委員がおっしゃっていた部分を加えられるかどうかについては、なかなか難しい部分もあるので、これは検討課題として持ち帰らせていただいてよろしいでしょうか。

中川委員長

よろしいですか。

(了 承)

中川委員長

スクールライフサポーターですけども、今年少し配置が変わったり、新しい方も増えたようですが、新しいデータをいただけないかなと思ひまして。

統括指導主事

任用のデータですか。

中川委員長

そうですね。いつもいただいていたのですけれども。

統括指導主事

はい。

中川委員長

お願いいたします。

ほかはよろしいですか。

(な し)

中川委員長

それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。